

議案第 3 3 号

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年 2 月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例

鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(定義)

第2条 略

2 略

3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 略

(2) 事業者(県内で事業又は活動を行う個人及び非営利公益活動団体以外の団体をいう。以下同じ。)

4 略

(県の責務)

第6条 略

2・3 略

4 県は、非営利公益活動の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、非営利公益活動団体又は県民がそれぞれの特性及び資源を活かして非営利公益活動を行うことができるよう配慮しなければならない。

5 略

(事業者が行う非営利公益活動の促進等)

(定義)

第2条 略

2 略

3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 略

(2) 県内で事業又は活動を行う個人及び非営利公益活動団体以外の団体

4 略

(県の責務)

第6条 略

2・3 略

4 略

第7条 県は、事業者が非営利公益活動を通じて果たす社会的貢献の意義に鑑み、その非営利公益活動の促進に努めるとともに、事業者との協働に努めなければならない。

(協働による業務の実施等)

第8条 略

(非営利公益活動等に対する支援)

第9条 略

(意見又は提案の聴取)

第10条 略

(就業環境の整備)

第11条 略

(規則への委任)

第12条 略

(協働による業務の実施等)

第7条 略

(非営利公益活動等に対する支援)

第8条 略

(意見又は提案の聴取)

第9条 略

(就業環境の整備)

第10条 略

(規則への委任)

第11条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。